令和８年度「環境美化の日」環境美化活動の実施について

滋賀県東近江環境事務所

１．趣旨

滋賀県では、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（クリーン条例）」において、１２月１日を「環境美化の日」と定めています。東近江環境事務所管内ではごみの散乱防止について県民の関心と理解を深めるため、以下により環境美化活動を実施します。

２．日時

令和８年１２月１日（火）

受付　　：午前９時３０分から開始

受付終わられた方から順次清掃開始

※１１時までに回収したごみを回収場所に持ってきてください。

３．受付場所および清掃場所

〇受付場所：すこやかの杜運動公園駐車場　（東近江市小田苅町 1890）

〇清掃場所：八千代橋周辺道路

※清掃コースについて、別添地図をご参照ください。

４．参加申込みおよび中止時の対応

参加申込	しがネット受付サービス 二次元コード	**しがネット受付サービス**（左記二次元コードまたは下記 URL）または**メール**により、事前にお申込みください。 ※団体で参加される場合は、代表者でとりまとめて申込みを行ってください。（申込期限：１１月２４日（火）） ＵＲＬ：https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/261201 メールアドレス：de42@pref.shiga.lg.jp 件名を「環境美化の日参加申込み」とし、以下の項目を記載ください。 １．氏名（法人・団体の場合は名称および代表者名） ２．参加人数 ３．連絡先 ４．車の台数
中止確認	ホームページ 二次元コード	**荒天中止** 中止の場合、当日**８時**までに東近江環境事務所ホームページにて発表します。 ＵＲＬ：https://www.pref.shiga.lg.jp/de42/2868.html 中止・決行に関するお問い合わせは、当日**８時以降**に東近江環境事務所　ＴＥＬ：0748-22-7759　にお願いします。

５．清掃活動の内容・方法

清掃場所に散在する空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻、プラスチック類等の散在性ごみを回収します。落ち葉、倒木、魚の死がいなどの自然のもの、タイヤなどの大型の不法投棄された廃棄物は回収しないでください。

清掃終了後、火ばさみを受付場所に返却し、回収したごみは回収場所に置いていただき、自由解散となります。

６．その他

○清掃用具（火ばさみ、ごみ袋、軍手）は、東近江環境事務所で準備します。
○車で参加される方は、できるだけ乗り合わせて、ご参加ください。
○作業中や集合場所への移動途中の交通事故、作業時の事故等には、十分注意してください。